



佐賀県公報

平成19年
8月31日
(金曜日)
外
号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

(六二・職員課)一
(六三・会計課)二

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(六三・会計課)二

告示

◎佐賀県中小企業等協同組合法施行規程

(四六六・商工課)二

訓令甲

(一八・職員課)三

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

人事委員会事項

◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一七)三

則

◎佐賀県規則第六十二号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の用度管財課の分掌事務の第三号中「関すること」の下に「(歳入政策に係る事務に関する部分を除く。)」を加える。

第十八条第二項中「建設政策監を」の下に「経営支援本部に歳入政策監を」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 歳入政策監は、上司の命を受けて、歳入政策に関する事務を掌理する。

第二十二条に次の一項を加える。

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第六二号)

1 経営支援本部に歳入政策監を置くことができるとした。(第一八条関係)

係

2 経営支援本部に置かれた職にある者の一部は、歳入政策に関する事務の一部を処理することとした。(第二二二条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一九年九月一日から施行することとした。

5 佐賀県財務規則ほか一規則について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第六三号)

1 かいのうち、土木事務所及び農林事務所の副所長並びに武雄青陵中学校の

- 副校長は、かいの長が定める事務について、当分の間、常時決裁することができるものとした。(附則第三項関係)
- 2 この規則は、平成一九年九月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月三十一日

- 1 この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

(施行期日)

(佐賀県財務規則の一部改正)

平成19年8月31日(金)

2 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」の下に「歳入政策監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加え、同条第六号中「組織規則」を「歳入政策監、組織規則」に改める。

（佐賀県公有財産規則の一部改正）

3 佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」の下に「歳入政策監及び組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加える。

第五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、歳入政策に係る事務に関する部分については、この限りではない。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県中小企業等協同組合法施行規程
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の規定に基づく知事が所管する同法第三条に規定する中小企業等協同組合に係る既発生未報告支払準備金（同規則第百十八条第一項第二号に規定する行政庁が定める金額をいう。）その他の行政庁が定める事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年金融厅、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定の例による。

● 佐賀県規則第六十三号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

（専決の特例等）

3 かいのうち、土木事務所及び農林事務所の副所長並びに武雄青陵中学校の

副校長は、かいの長が常時決裁することができる事務のうち、かいの長が定めるものを、当分の間、常時決裁することができるものとする。この場合においては、同条第一項中「收支等命令者」とあるのは、「土木事務所及び農林事務所の副所長並びに武雄青陵中学校の副校長」とする。

附 則

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

○ 告 示

● 佐賀県告示第四百六十六号

佐賀県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

平成十九年八月三十一日

佐賀県知事 古川 康

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の規定に基づく知事が所管する同法第三条に規定する中小企業等協同組合に係る既発生未報告支払準備金（同規則第百十八条第一項第二号に規定する行政庁が定める金額をいう。）その他の行政庁が定める事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年金融厅、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十八号

○訓令甲

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十九年九月一日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

- 2 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本 庁
現地機関
労働委員会事務局

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年八月三十一日

佐賀県知事 古川康

第四条第三項に次の一号を加える。

九 歳入政策監

第十条の見出し中「代決者」を「代決者等」に改め、同条第六項中「副課長」の下に「歳入政策に関する事務については、歳入政策監」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 歳入政策監が専決することができる事務について、歳入政策監が不在のときは、経営支援本部長が経営支援本部の副本部長のうちから指名する者がその事務を決裁するものとする。

別表第一の事務委任先の欄中「建設政策監」の次に「歳入政策監」を、

「第22条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織」の次に「歳入政策監及び組織規則第22条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を加える。

別表第三の用度管財課の県有財産の総合的管理に関する事務の項中「総合的管理に関する事務」を「総括事務」に改め、同項の課長専決事務の欄の第

二項中「関すること」の次に「(歳入政策に係る事務に関する部分を除く。)」を加える。

○人事委員会事項

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十九年八月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の経営支援本部の項中

| |
|---------|
| 地域振興企画監 |
| 四種 |

を

| |
|---------|
| 歳入政策監 |
| 地域振興企画監 |

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年三一、二〇〇円(送料共)

平成十九年八月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷